

埼玉県中央児童相談所 育児休業代替職員(児童心理司)募集要項

次のとおり育児休業代替職員(児童心理司)を募集します。

1 職務内容

療育手帳業務全般(知能検査の実施を含む)

2 応募資格

- (1)臨床心理士又は公認心理師資格を有すること
- (2)パソコン(ワード、エクセル等)の基礎的スキルを有していること
- (3)普通自動車運転免許を有し、自動車の運転が可能なこと
- (4)児童相談所での実務経験があれば尚良
- (5)年齢・性別・学歴は問いません。
- (6)国籍は問いません。ただし、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

※地方公務員法第16条に該当する人(次のいずれかに該当する人)は受験できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 求める人材

健康で児童福祉の増進に熱意を持って取り組める者

4 採用予定者数

1人

5 勤務条件

(1)任用期間

採用日から令和6年9月30日まで

育児休業の取得状況によって任期が変わることがあります。

(2)勤務日数・勤務時間

原則週5日(午前8時30分(9時30分)～午後5時15分(6時15分)(7時間45分))

※休憩時間:正午～午後1時(60分)

(3)休日

原則、土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日～翌年1月3日)

(4)休暇

県の規定によります。

(5)賃金

月額:188,800～272,300円

※報酬は学歴・経験を考慮の上、決定します。

(6)諸手当

手当は県給与条例により支給

(7)交通費

別途支給(県の規定による)

※通勤距離の片道が2km未満の場合等には支給されません。

(8)社会保険

健康保険(共済)、厚生年金保険、雇用保険あり

※加入条件を満たす場合に限ります。

(9)勤務地

埼玉県中央児童相談所

所在地:〒362-0013 上尾市大字上尾村1242-1

※「5 勤務条件」については、採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

6 応募について

- (1)応募は、下記担当宛てに、本募集要項に添付している履歴書(要写真貼付)及び身上書に必要事項を記入の上、提出してください。
- (2)事前に電話で募集状況を確認のうえ、提出は郵送又は持参でお願いします。
- (3)封筒の表面には「育児休業代替職員応募」と朱書きし、裏面に御自分の住所、氏名を明記してください。
- (4)郵送される場合、簡易書留等によらない場合の事故については、責任を負いません
- (5)持参される場合の受付時間は、平日午前8時30分から正午、午後1時から午後6時15分までです。

7 選考方法等について

(1) 第一次審査

応募書類による選考を行います。

(2) 第二次審査

第二次審査(面接)は、中央児童相談所及び埼玉県庁内の会場で別日に実施することを予定しております。日時及び場所については、別途連絡いたします。

なお、応募書類の返却はしていません。

(3) 最終合格

第二次審査の受験者全員に連絡します。

8 応募書類の提出及び問い合わせ先

所在地: 〒362-0013 上尾市大字上尾村1242-1

担 当: 総務担当

電 話: 048-775-4152